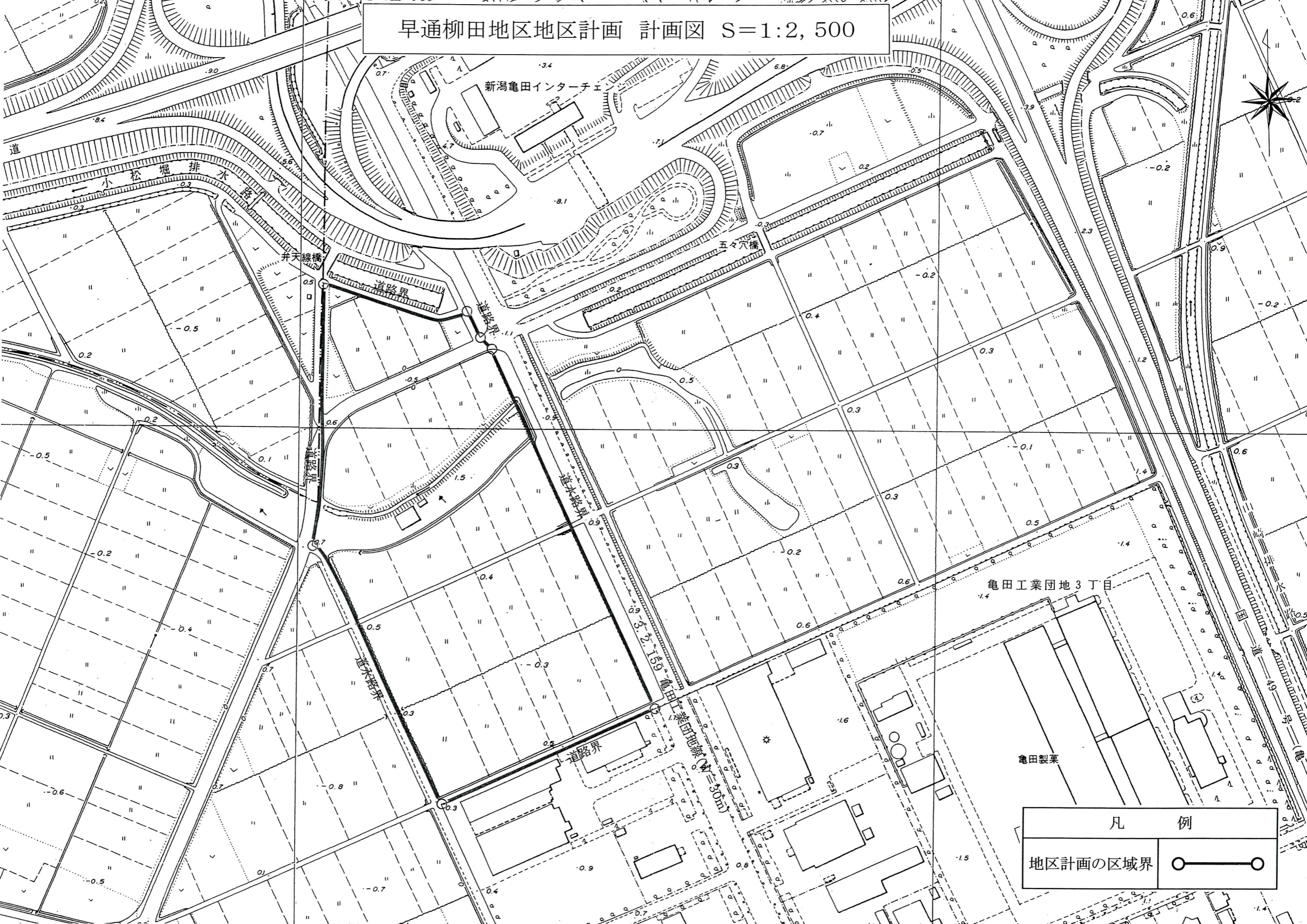
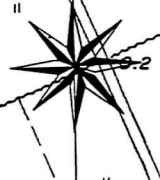


## 新潟都市計画 地区計画の変更（新潟市決定）

都市計画 早通柳田地区地区計画を次のように決定する。

名 称		早通柳田地区 地区計画
位 置		新潟市大字亀田早通字柳田、川根、駒首潟の各一部
面 積		約6.4ヘクタール
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、日本海東北自動車道新潟亀田インターチェンジ及び国道49号バイパス鶴ノ子インターチェンジに近接しており、交通の利便性が高い地区である。</p> <p>また、土地区画整理事業により公共施設の整備がされるとともに、業務系施設を主体とした建築物の整備が図られる予定の地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、健全で利便性の高い業務地の形成を図るとともに、インターチェンジ周辺にふさわしい適正な土地利用の配置を行うことを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>業務地としての土地利用を図ることを基本とし、周辺地域と調和した適正な土地利用の促進を図ることとする。</p>
	地区施設の整備方針	<p>土地区画整理事業により整備される道路、公園施設の維持、保全に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>日本海東北自動車道新潟亀田インターチェンジに近接することから、業務機能を主体とした土地利用の促進を図るとともに、周辺環境に考慮し、調和のとれた市街地環境の形成及び保全のため建築物の用途、壁面の位置及びかき又はさくの構造について適正な規制誘導を行う。</p>
地区整備計画	建築物等の用途制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二（い）項第1号から第4号に掲げるもの</p> <p>(2) 建築基準法別表第二（は）項第2号に掲げるもの</p> <p>(3) 畜舎</p> <p>(4) 新潟市ラブホテル建築等規制条例（昭和59年2月15日条例第1号）第2条第2号に掲げるラブホテル</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から1.5メートル以上、隣地境界線から1.0メートル以上離さなければならない。</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面するかき又はさくの構造は生垣とする。</p> <p>ただし、高さを道路面より1.0メートル以下としたもの、又はフェンス等で透視可能なものとした場合はこの限りでない。</p>

早通柳田地区地区計画 計画図 S=1:2,500



新潟亀田インターチェ

小松堀排水路

井天線橋

道路界

五ヶ穴橋

道水路界

道水路界

道路界

亀田工業団地(幅=30m)

亀田工業団地3丁目

亀田製菓

凡 例

地区計画の区域界	
----------	--